

財務省第2入札等監視委員会 平成27年度第4回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成28年6月22日(水) 仙台合同庁舎B棟2階共用第一会議室	
委員	委員長 青木雅明 (東北大学大学院経済学研究科会計大学院教授) 委員 高木龍一郎 (東北学院大学副学長) 委員 成田由加里 (公認会計士)	
審議対象期間	平成28年1月1日(金)～平成28年3月31日(木)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名: (H27) 中山住宅(1・2号棟)風呂釜改修その他工事 契約相手方: 仙台ガスサービス株式会社(法人番号 1370001006710) 契約金額: 13,407,908円 契約締結日: 平成28年1月26日 担当部局: 東北財務局総務部会計課
		契約件名: (H27) 榴ヶ岡住宅転落防止ネット設置工事 契約相手方: 株式会社渋谷組(法人番号 6390001000847) 契約金額: 11,880,000円 契約締結日: 平成28年2月15日 担当部局: 東北財務局総務部会計課
随意契約(公共工事)	一件	
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名: 事務機の購入等 契約相手方: 株式会社東和商会(法人番号 3370001003697) 契約金額: 12,484,800円 契約締結日: 平成28年1月26日 担当部局: 仙台湾税局総務部会計課
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名: 番号カード発行機の購入等 契約相手方: 株式会社セント(法人番号 1370001008806) 契約金額: 8,096,760円 契約締結日: 平成28年1月6日 担当部局: 仙台湾税局総務部会計課
応札(応募)業者数1者関連	1件	※競争入札(公共工事) (H27) 榴ヶ岡住宅転落防止ネット設置工事に同じ
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	次葉のとおり	次葉のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 契約件名：(H27) 中山住宅（1・2号棟）風呂 釜改修その他工事 契約相手方：仙台ガスサービス株式会社 （法人番号 1370001006710） 契約金額：13,407,908円 契約締結日：平成28年1月26日 担当部局：東北財務局総務部会計課</p> <p>地方自治体が直接運営する地方公営企業の100%出資会社が低い価格で落札することについて、民間企業から疑問が呈せられないよう何か考慮していないのか。</p> <p>【事案2】 契約件名：(H27) 榴ヶ岡住宅転落防止ネット設置工事 契約相手方：株式会社渋谷組 （法人番号 6390001000847） 契約金額：11,880,000円 契約締結日：平成28年2月15日 担当部局：東北財務局総務部会計課</p> <p>一者応札となった理由は何か。工事を翌年度にすれば工期に余裕ができ、競争性をもう少し確保することが可能だったのではないか。</p> <p>【事案3】 契約件名：事務機の購入等 契約相手方：株式会社東和商会 （法人番号 3370001003697） 契約金額：12,484,800円 契約締結日：平成28年1月26日 担当部局：仙台国税局総務部会計課</p> <p>予定価格はどのように積算しているのか。</p> <p>仕様書に、参考商品として特定メーカーの製品のみ掲載すれば、当該製品での応札を誘導しているとの印象を与えるため、当該特定メーカーとの取引がある応札業者が有利になるのではないか。</p> <p>【事案4】 契約件名：番号カード発行機の購入等 契約相手方：株式会社セント （法人番号 1370001008806） 契約金額：8,096,760円 契約締結日：平成28年1月6日 担当部局：仙台国税局総務部会計課</p> <p>3回入札を実施し、2回目以降は1者のみの応札となり、3回目で不落になった状況から、予定価格の積算方法に問題はなかったのか。</p>	<p>現在の会計法令では、入札参加機会に制限を加えるなどの仕組みはないが、2番札との価格差をみると、市場競争が働く状況になっていると考えられる。</p> <p>早急に工事を行う必要が生じたため、1月に入札公告を行うことになったものである。年度末の工期となったことから、工事需要が増大している時期であり、対応できる業者が少なかったものと考えられる。</p> <p>複数の業者から聴取した市況や過去の実績を総合勘案の上、より安価でかつ妥当であると判断した金額により積算している。</p> <p>参考商品はあくまでも目安に過ぎず、仕様書で定める規格・材質等を満たしていれば、他のメーカーの製品での応札も可能であり、応札業者にも、仕様書交付時にその旨を説明している。</p> <p>予定価格は、市況価格や過去の実績を総合勘案の上、より安価で妥当性のある金額をもって積算しており、適正な方法であったと認識している。</p>

意見・質問	回答
<p>予定価格は、より安価な市況により積算するのではなく、複数業者から聴取した金額の平均などから積算すべきではないか。</p> <p>【総評】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審議した4件の事案に係る入札手続及び入札は、適正に行われたと了解した。 2 民間企業と地方自治体の100%出資会社が競合するような場合には、民間企業が競争上不利にならないような方策を考えてほしい。 3 仕様書に参考商品として特定メーカーの製品を掲載すれば、当該特定メーカーとの取引がある応札業者が入札で有利になるとの誤解を招く恐れがあるため、仕様書の表記方法を検討してほしい。 4 複数回の入札を実施した場合に不落にならず、かつ安価な予定価格の積算方法を検討してほしい。 	<p>応札業者が、物品の調達において入札価格を決定する最大の要素は、メーカーから受ける値引率であるため、予定価格の積算に当たっては、あえて値引率の低い価格を考慮する必要はないと考える。</p>